

公共労速報 No.284

2019年 6月 5日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

2019 春闘第3回本部団交速報!!

公共労は6月5日に2019春闘第3回本部団交を行い、中央執行委員や支部執行部から17名が参加しました。団交では理事者からの提案2件（6月期一時金、年休付与日数の増加）と統一要求の内容での積み残し分の交渉、理事者から提供された「年休等取得日数」や「平均夜勤回数」の資料について参加者からの発言に理事者が答える内容となりました。

—主なやりとり—

【栄養士の処遇改善】

公共労こちらでも直接組合員から聞き取ったところ、年休は概ね年2～3日程度しか取れず、土日も少ない人数で勤務している。GWの振替も取れていない。病気の時にも休みが取れないなど労働環境は厳しいと言える。改善しなければならないと考えているので、今後も協議していきたい。

【育児短時間勤務、育児部分休業】

理事者制度の利用者は全体的に少ない。今から利用する人は6歳まで利用するのではないか。これから需要が増えてくると考えている。

公共労当院の現場では3人の部分休業者が出る想定になっている。夕方の時間帯で現場では少ない人数で対応しなければならなくなる。

理事者必要であれば増員も考える必要があるだろう。現場の状況で様々な事情があるので、本部で一律に決めることはできない。現場でよく話し合って助けて欲しい。

公共労まだ、未熟な制度。病院は人員不足になることでの増員を考えていない。これからは考えていかないと。適切に対応して欲しい。

【夜勤回数】

公共労悪くなっている。改善されていないところがある。

理事者こちらとしても改善していないと思っている。ただ、この間色々な手立てを講じていて、大きく悪くないのはその効果もあると考えている。

公共労母数である夜勤従事者には、月に1～2回の人も含まれている。平均7.9回は8回を確実に超えている。

8回以内とならないのは、週2回の夜勤を組んでいるからではないか。

理事者色々手は打っている。回数が8回を超えているからといって、どんどん採用する訳にはいかない。これからも個人月8日以内を目指して努力してくつもり。

【ハラスメント】

公共労職員に対して周知できていない。事務方の上の人でも知らない人がいる。周知することは重要。徹底して欲しい。

理事者先日の事務部長会議でも「病院長から話をするように」とお願いしたので、今でも知らないという人がいるなら教えて欲しい。

引き続きやっていく。

(次ページへ)

6月期一時金については協定

理事者からの提案は、期末手当1.30月（去年同期1.225月）、勤勉手当0.925月（去年同期0.9月）で昨年より計0.1月増の提案だったので協定しました。支給日は6月28日（金）です。

※協定書の写しは明日、支部に送付します。



年休付与日数の増については継続協議

理事者からの提案は、「現行のレクリエーション休暇5日間を年休に組み込み、年休付与日数を25日（現行20日）とする（令和2年1月1日から）です。

団交でも参加者から発言があったとおり、レクリエーション休暇5日＋年休20日であることに意味があり、レクリエーション休暇は現場でも連続して取得しやすい環境にあることなどから全体の休暇（現在のレク休5日＋年休取得）が年休一つになってしまうことによって結果的に減ってしまう懸念があります。

公共労としても理事者の提案の何が問題で、どう改善させなければいけないか。を組合員にはかる必要性を感じています。理事者の提案にどんな危惧があるのかを含めて、改めてこの問題について支部での十分な協議をお願いします。

※6月22日（土）に中執会議があります。まずは、そこに意見集約を。定期大会で方向性を決めたい。

6日（木）に予定していたストライキは中止

2019春闘の回答はどれも不十分ではありますが、団交参加者で協議した結果、現時点で支部がストライキを行ってもこれ以上の進展が望めないと判断し、2019秋闘に向けて協議を継続することにしました。

明日6日（金）始業時から予定していた1時間のストライキは中止とします。